規　則

職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長　馬　橋　隆　紀

埼玉県人事委員会規則二四―一

職員の退職管理に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成二十八年埼玉県条例第七号。以下「条例」という。）第三条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第二条　法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第三条　法第三十八条の二第一項の国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第四条　法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社

二　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社

三　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社

四　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）

（退職手当通算予定職員）

第五条　法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第六条　法第三十八条の二第四項の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

一　管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七－一。以下「管理職手当規則」という。）の規定による管理職手当の区分が一種の職（地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職を除く。）

二　埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号。以下「企業職員給与規程」という。）の規定による管理職手当の区分が一種の職

三　埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号。以下「病院局職員給与規程」という。）の規定による管理職手当の区分が一種の職

四　埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号。以下「下水道局職員給与規程」という。）の規定による管理職手当の区分が一種の職

五　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が就いていた職

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第七条　法第三十八条の二第四項の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第八条　法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第九条　法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人、第四条各号に掲げる法人、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四。以下「派遣規則」という。）別表第一から別表第四までに規定する法人（地方独立行政法人及び第四条各号に掲げる法人を除く。）及び県の出資又は出えんに係る法人（地方独立行政法人、第四条各号に掲げる法人、派遣規則別表第一から別表第四までに規定する法人を除く。）が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第十条　法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第十一条　法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号

の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第十二条　法第三十八条の二第六項第六号の承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等承認申請書（様式第一号）を任命権者に提出しなければならない。

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第十三条　法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、再就職者からの依頼等届出書（様式第二号）を人事委員会に提出して行うものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第十四条　法第三十八条の二第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

一　管理職手当規則の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職（特定地方警務官が就いていた職を除く。）

二　学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号。以下「学校職員初任給規則」という。）別表第一に定める職務の級四級の職

三　学校職員初任給規則別表第二に定める職務の級四級の職（県立中学校の校長の職に限る。）

四　企業職員給与規程の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職

五　病院局職員給与規程の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職

六　下水道局職員給与規程の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第十五条　法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在

職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第十六条　法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第十七条　法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第六条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第十八条　法六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第十九条　法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第二十条　法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第二十一条　法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定めるものとする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第二十二条　条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、内部組織の長等の職（特定地方警務官が就いていた職を除く。）及び第十四条に定める職とする。

（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第二十三条　条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

二　法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合

三　営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、再就職の届出を要しない報酬額以下の報酬を得る場合

2　前項第三号の再就職の届出を要しない報酬額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

（任命権者への再就職の届出）

第二十四条　条例第三条の規定による届出をしようとする者は、元管理職員再就職届出書（様式第三号）を、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出なければならない。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式第１号（第１２条関係）

再就職者による依頼等承認申請書

年　　月　　日

（宛先）
任命権者

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３８条の２第６項第６号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

１　申請者

(ふりがな)（　　） 氏　　名　　㊞	生年月日（年齢） 昭・平　　年　　月　　日生（　　歳）
勤務先（営利企業等）の名称	勤務先における地位（役職等）
連 絡 先 TEL（　　－　　－　　）	FAX（　　－　　－　　）
勤務先（営利企業等）の業務内容	

２　離職時及び離職前の状況

離 職 日　　年　　月　　日		離職時の職	
離職前５年間（※）の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	

※ 申請者が地方公務員法第３８条の２第４項又は第８項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3　要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼 □ 該当する　　□ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼 □ 該当する　　□ 該当しない

4　要求又は依頼の対象となる役職員

氏　名（ふりがな）　　（　　）	
所属	職
職務内容	

5　要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

□ 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
□ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
□ 上記の２項目のいずれにも該当しない

6　要求又は依頼の具体的な内容

7　その他参考事項

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分 □ 承認 □ 不承認 □ 却下　（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日

様式第２号（第１３条関係）

再就職者からの依頼等届出書

年　　月　　日

人事委員会委員長　様

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３８条の２第７項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。
この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

１　届出者

(ふりがな)（　　） 氏　　名　　㊞	生年月日（年齢） 昭・平　　年　　月　　日生（　　歳）
所属	職

２　要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな)（　　） 氏　　名	要求又は依頼が行われた日時 年　　月　　日　　時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

３　要求又は依頼の内容

人事委員会記入欄
受理番号

様式第３号(第２４条関係)

年　　月　　日

元管理職員再就職届出書

（宛先）

任命権者

住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

職員の退職管理に関する条例（平成２８年埼玉県条例第７号）第３条の規定により、次のとおり届け出ます。

（ふ　り　が　な） 1　氏　　名	
2　生　年　月　日	年　　月　　日
3　離　職　時　の　職	
4　離　　職　　日	年　　月　　日
5　再　就　職　日	年　　月　　日
6　再就職先の名称	
7　再就職先の業務内容	
8　再就職先における地位	